

『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

「事業復活支援金」の申請が始まります！

最大 250 万円の「事業復活支援金」の詳細が公表されました。申請期間は「**2022 年 1 月 31 日～5 月 31 日**」となっています。以下、概要になります。

● 給付対象者について

以下の二つの要件を満たす中小法人・個人事業者が給付の対象になります。

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者。
- 2) 2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月の売上高が、2018 年 11 月～2021 年 3 月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して **50%以上** 又は **30%以上 50%未満減少**した事業者

● 給付額について

以下の通り、中小法人等は**最大 250 万円**、個人事業者等は**最大 50 万円**となっています。

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高* 1億円以下	年間売上高* 1億円超～5億円以下	年間売上高* 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

● 算出方法、具体例について

算出式は以下の通りです。

$$= \text{基準期間の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

<具体例>

年商 1 億円以下の法人で対象月を 2021 年 12 月 (40 万円)、基準期間を 2018 年 11 月～2019 年 3 月 (合計売上高 460 万円) とする。2018 年 12 月の売上高は 80 万円だったので 50%減少している。

$$= 460 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 5 = 260 \text{ 万円}$$

給付額 : **100 万円**

● 新型コロナウイルス感染症の影響とは？

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて 50%以上又は 30%以上 50%未満減少している必要があります。以下のようなケースは対象になりませんので注意してください。

・実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合

・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合

・要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 など

● 申請フローについて

主な申請の流れは、1) アカウント申請・登録→2) 登録確認機関の事前確認→3) 申請→4) 審査→5) 給付となっています。また、「一時支援金又は月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金及び月次支援金を受給していないが継続支援関係は申請ステップの1)及び2)を省略できます。

なお、「事前確認」とは、申請希望者が「事業実施、新型コロナウイルス感染症の影響、給付対象等の理解」などについて(事前確認を行う機関として認められた)「登録確認機関」が事前確認することをいいます。また「継続支援関係」とは、一例ですが、法律に基づく士業(税理士等)の顧問先(過去1年以上継続、又は今後も含め契約等期間が1年以上)等のことをいいます。(その他、全4項目の定義があります)。

● 申請書類について

申請書類については次の通りです。

- 1) 履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)、2) 確定申告書類の控え、3) 対象月の売上台帳等、4) 振込先の通帳、5) 宣誓・同意書

なお、一時支援金及び月次支援金を受給していない、継続支援関係のない方は以下の書類も必要になります。

- 6) 基準月の売上に係る帳簿、7) 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等、8) 基準月の売上に係る通帳など

● 協力を受給している飲食店などは？

要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に算入して、その上で給付要件を満たす場合は給付対象となります。

その他、申請支援のサポート会場なども設置されます。詳細については事務局 HP にてご確認くださいませ。<事務局 HP> <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp>